日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(新旧対照)

			(a) (略)	9 牛肉についての農産品セーフガード措置	1から8まで (略)	第四款 農産品セーフガード措置	第一款から第三款まで (略)	第B節 日本国の関税に係る約束	第A節(略)	附属書I 日本国の関税及び関税に関連する規定	(本文略)	日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定	改正後
 み、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をと	農産品について、心に定める条件が満たされる場合にの	欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産	(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」	9 牛肉についての農産品セーフガード措置	1から8まで (略)	第四款 農産品セーフガード措置	第一款から第三款まで(略)	第B節 日本国の関税に係る約束	第A節(略)	附属書I=日本国の関税及び関税に関連する規定	(本文略)	日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定	改正前

- (p) る の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができ 日本国は、 次の全ての条件が満たされる場合にのみ、 (a)
- (i) こと。 農産品の合計輸入数量が、 各年におけるアメリカ合衆国からの個に規定する原産 次に定める発動水準を超える
- (A) 一年目については、 lkに定める発動水準
- (B)二年目については、二十四万二千メートル・トン
- (C) げたもの 前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上 三年目から九年目までの各年については、当該年の
- (D) 上げたもの の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き 十年目から十四年目までの各年については、当該年
- (E) たもの 年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げ 十五年目及びその後の各年については、当該年の前
- (ii) からの個に規定する原産農産品及び二千十八年三月八日 四年目及びその後の各年については、 アメリカ合衆国

- (b) える場合にのみ、 する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超 く農産品セーフガード措置をとることができる。 日本国は、 各年におけるアメリカ合衆国からの個に規定 当該原産農産品に対して回の規定に基、
- (ii) (i)(iv)(iii) もの 年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げた 二年目については、二十四万二千メートル・トン 三年目から九年目までの各年については、当該年の前 一年目については、 lkに定める発動水準
- たもの 前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げ 十年目から十四年目までの各年については、当該年の
- √ 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年 の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたも

0

量が、 産品 準」という。)を超えること。 掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数 PPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる という。 に関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」 本国の表の にサンティアゴで作成された環太平洋パ (以下「CPTPP原産品」という。) であって日 次に定める発動水準 の締約国 「実施区分」 (原署名国に限る。 欄に (以下「CPTPP発動水 「SG1*」 又は) からのCPT ートナー 「SG1**」を -シップ

(A) 四年目については、六十三万七千二百メートル・ト

○ 六年目については、六十六万八百メートル・トン○ 五年目については、六十四万九千メートル・トン

□ 七年目については、六十七万二千六百メートル・ト

四 八年目については、六十八万四千四百メートル・トン

④ 十年目から十四年目までの各年については、当該年

計 (H) 輸入数量が、 引き上げたもの 年のCPTPP発動水準を一万千八百メートル・トン ン引き上げたもの の前年のCPTPP発動水準を五千九百メート 四年目から九年目までの各年については、 十五年目及びその後の各年については 当該年の 当

ル・

1

前

(iii)5 けるアメリカ合衆国からの回に規定する原産農産品の合 の当該原産農産品の合計輸入数量を超えること。 当該年の前年におけるアメリカ合衆国 「該年に カ お

(c)

略

(c)

四年目の前半の終わりまでに、また、いずれかの締約国の により効力を生ずる。 条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意 ガード措置の五年目及びその後の各年における適用の条件 要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフ を修正するために協議する。協議の結果として修正された 心の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、

 $_{(\mathbf{i})}^{(\mathbf{d})}$ 3 にに規定する関税率は、 「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、 次のとおりとする。

(d)

略

一年目及び二年目については、三十八・五パーセン

 \vdash

(A)

- (C) 十年目から十三年目までについては、二十パーセン(B) 三年目から九年目までについては、三十パーセント
- D 十四年目については、十八パーセント
- 田 十五年目及びその後の各年については、
- 2) 日本国が当該年の前年ここの9の規定に基づく農該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当
- の関税率と同じもの産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農
- (A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセンし、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (B) 三年目については、三十二・七パーセント
- 四年目については、三十・六パーセント
- 五年目から九年目までについては、三十パーセント

(D) (C)

1

十年目から十三年目までについては、二十パーセン

五.

- は、次の期間維持することができる。(e) @及び⑹に規定する農産品セーフガード措置について)
- 会計年度の終了までの期間には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する。 しい しに定める条件が一月三十一日以前に満たされる場合

- F 十四年目については、十八パーセント
- ⑤ 十五年目及びその後の各年については、

日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農

(1)

- 3、日本国が有核目の前日に1つりの見言に基づた農該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当
- の関税率と同じもの産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農
- は、次の期間維持することができる。(e)(a)及びlólに規定する農産品セーフガード措置について
- 用の日が属する会計年度の終了までの期間前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適

農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間回りに定める条件が二月中に満たされる場合には、当該

(ii)

- 農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間回しに定める条件が三月中に満たされる場合には、当該
- る。 た公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始す 持することができる期間は、回に定める条件が満たされ は、この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維
- (ii)以内に公表する。 れるものの合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務 分 産品の合計輸入数量並びにアメリカ合衆国からの当該原 期間におけるアメリカ合衆国からの回に規定する原産農 0 からのCPTPP原産品であって日本国の表の 産農産品及びCPTP 規定を実施するためにとる例外的な措置として、 この9の規定の適用上、 欄に |SG1*|又は Pの締約国 「SG1**」を掲げる品目に分類さ 日本国の税関当局は、この (原署名国に限る。 「実施区 次の 日 9
- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

- 四十五日の期間場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から
- 三十日の期間場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から過一合計輸入数量が心に定める発動水準を三月中に超える
- 日目の日の翌日までに開始する。 が心に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量
- に公表する。 に公表する。 に公表する。 に公表する。 に公表する。 に公表する。 に公表する。 に公表期間の終了後五執務日以内の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次のの規定を実施するためにとる例外的な措置として、次のの規定の適用上、日本国の税関当局は、この9
- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(iii) (略)

(g) (i) 期間引き上げることができる。 る品目に該当する原産農産品に対する関税率を九十日の として、 条件が満たされる場合には、 目までの各年について、 表の 日本国は、 3の規定に従い、 実施区分」 心の規定にかかわらず、 欄に 四半期において次のA及び 「SG1*」又は アメリカ合衆国からの日本国 四半期のセーフガー 十年目から十四. 「SG1**」を掲げ · ド 措 (B) 置 年

(B) (A) 産品であって日本国の表の 品の合計輸入数量が、 四分の アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTP 締約国 半期におけるアメリカ合衆国から 0) もの 原署名国に限る。 0 百十七 (b) (i) Dに定める各年の発動水準 「実施区分」 ーセントを超えること。 からのCPTPP原 の当 欄に 該原産農産 SG1*J

> から各公表期間の終了までの期間 ® 十年目から十四年目までについては、四半期の開始

□ この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれ

ぞれの期間をいう。

各月の初日から当該月の十日までの期間

(A)

各月の十一日から当該月の二十日までの期間

(C) (B)

(g) (i) する。 [* * る場合には、 計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超 関税率を九十日の期間引き上げることができる。 に規定する関税率は、 えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始 十日の期間 量が⑪に定める四半期のセーフガードの発動数量を超え からの日本国の表の 目までの各年について、 日本国は、 各月の二十一日から当該月の末日までの期間 を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数 この一度に定める条件が満たされる場合には、 は、 3の規定に従って当該原産農産品に対する lbの規定にかかわらず、 当該四半期における当該原産農産品 「実施区分」 次のとおりとする。 四半期におけるアメリカ合衆国 欄に 十年目から十四年 SG1*J 又は 当該九 3 の合

八

パーセントを超えること。 年のCPTPP発動水準の四分の一のものの百十七 の四半期における合計輸入数量が、(b)(i)(G)に定める各 の四半期における合計輸入数量が、(b)(G)(C)に定める各

- 始する。 された公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開された公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開い、i)に規定する九十日の期間は、i)に定める条件が満た
- る場合には、二十パーセント (A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされ
- パーセント 図 - 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八
- る九十日の期間の終了の日又はleに定める期間の終了の時に、liに定める条件が満たされる場合には、lilに定め目までの各年について、lbに定める条件が満たされ、同日本国は、lbの規定にかかわらず、十年目から十四年

(iv)

- る場合には、二十パーセント A 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされ
- パーセントB)十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八
- (iii)(ii)表の 四分の一のものの百十七パーセントをいう。 品目に該当する原産農産品の合計輸入数量がい回に定め 目までの各年について、 動数量」 この一切の規定の適用上、 日本国は、 「実施区分」 とは、 bの規定にかかわらず、 各年について、 欄に 「SG1*」 又は アメリカ合衆国からの日本国の 四半期のセーフガードの発 biwに定める発動水準の [SG1**] 十年目から十四年 を掲げる

セー 日 フガード措置を維持することができる。

0) いずれか遅い日まで、 この9の規定に基づく農産品

(h)9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合 ド措置をとってはならない。 には、その後は、この9の規定に基づく農産品セーフガー セーフガード措置を維持することができる。 のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品 九十日の期間の終了の日又は他に定める期間の終了の日 日本国は、十四年目の後の連続する四会計年度の間この セーフガードの発動数量を超える場合には、 る当該原産農産品の合計輸入数量が近に定める四半期の る各年における発動水準を超え、 同時に、 四半期におけ (i)に定める

(i)停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、 的又は実質的に三年を超える期間停止した場合には、その 衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく 生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合 合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づ 原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面 く農産品セーフガード措置をとってはならない。 (例えば、 日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区 欄に 「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する 厳しい干ばつ)によりアメリカ合衆国における 自然災害 アメリカ

(i)

略

(h)

略

(j)

略

(k) 三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たもの は、 入する(○・五は、一・○とする。)。 て決定するに当たり、 に決定される。 (b) 分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の 二十四万二千メートル・トンに、 (i/A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準 適用される発動水準を第一文の規定に従っ 一・〇未満の端数は、 分母を三百六十五と これを四捨五

10 豚肉についての農産品セーフガード措置

(a)

日

一本国は、

2の規定に従い、

日本国の表の「実施区分」

欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品 る場合にのみ、 「SG2産品」という。 農産品セーフガード措置をとることができ) について、 次の条件が満たされ (以 下

(i) 及び(ii) 略 る

とする。 農産品セー フガード措置をとってはならない期間は、 五年

げる品目に該当する原産農産品については、 牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。 日本国は、 (昭和三十五年法律第三十六号) 第七条の五に規定する 日本国の表の 「実施区分」 欄に 関税暫定措置 「SG1*」 を掲

(k)二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、 定するに当たり、 定される。 三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決 分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月 る(○・五は、一・○とする。)。 (b)i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、 適用される発動水準を第一文の規定に従って決 一・〇未満の端数は、 これを四捨五入す

豚肉についての農産品セーフガード措置

10

(a)る。 欄に る場合にのみ、 「SG2産品」という。)について、 日本国は、 「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品 2の規定に従い、 農産品セーフガード措置をとることができ 日本国の表の「実施区分」 次の条件が満たされ (以下

(i) 及び(ii) 略

- 四年目及び五年目については、次のとおりとする。
- (A) (略)

回 四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A) (略)

(B) 署名国に限る。)からのCPTPPの規定に従ってC 措置をとることができる。 品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード 超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産 各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を PTPPにおける原産品とされる産品(以下「CPT 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的 区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの PP原産品」という。 な協定(以下 れる二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入さ 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低 「CPTPP」という。)の締約国)であって日本国の表の「実施

(1) 及び (2)

(略)

(略)

(iv)

(b)から(f)まで

略)

11から15まで (略)

11 から

15

まで

略

第五款

(略)

bから fiまで

略)

(iv)

略

(1)及び(2)

(略)

第五款

(略)

略)